御前崎市立御前崎小学校「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義と基本的な考え方

いじめとは・・・

「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの。」

【平成 18 年文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より」

「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成 25 年「いじめ防止対策推進法」第 2 条（定義）より】

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要です。

2. いじめ対応の基本的な流れ

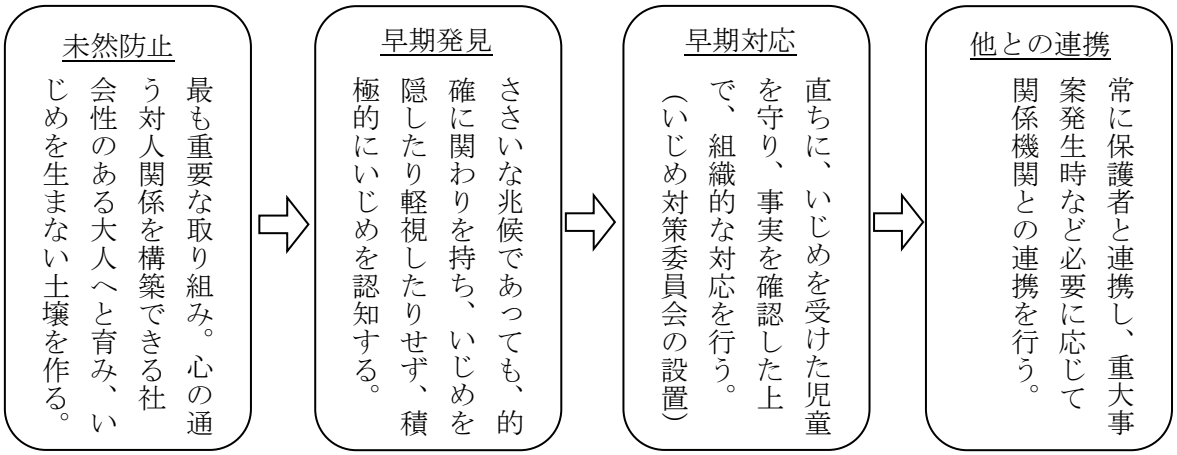

3. いじめ対策委員会の設置

いじめ防止を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置します。いじめ事案が発生したときは早急に招集・開催します。

【いじめ対策委員会】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、低中高学年部主任、関係職員

4.　未然防止、早期発見

子ども一人一人の自分を大切に思う気持ちを高め、きまりを守ろうとする意識や互いを尊重する感覚をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。（＝いじめの未然防止）

つまり、本校の「生徒指導＝人権教育」「ほっかり」「ほかほか活動」等これらすべての取り組みを更に推進することが、いじめの未然防止へつながります。

「ほっかり」互いのよさに気づく温かな心
「ほかほか活動」異学年交流活動
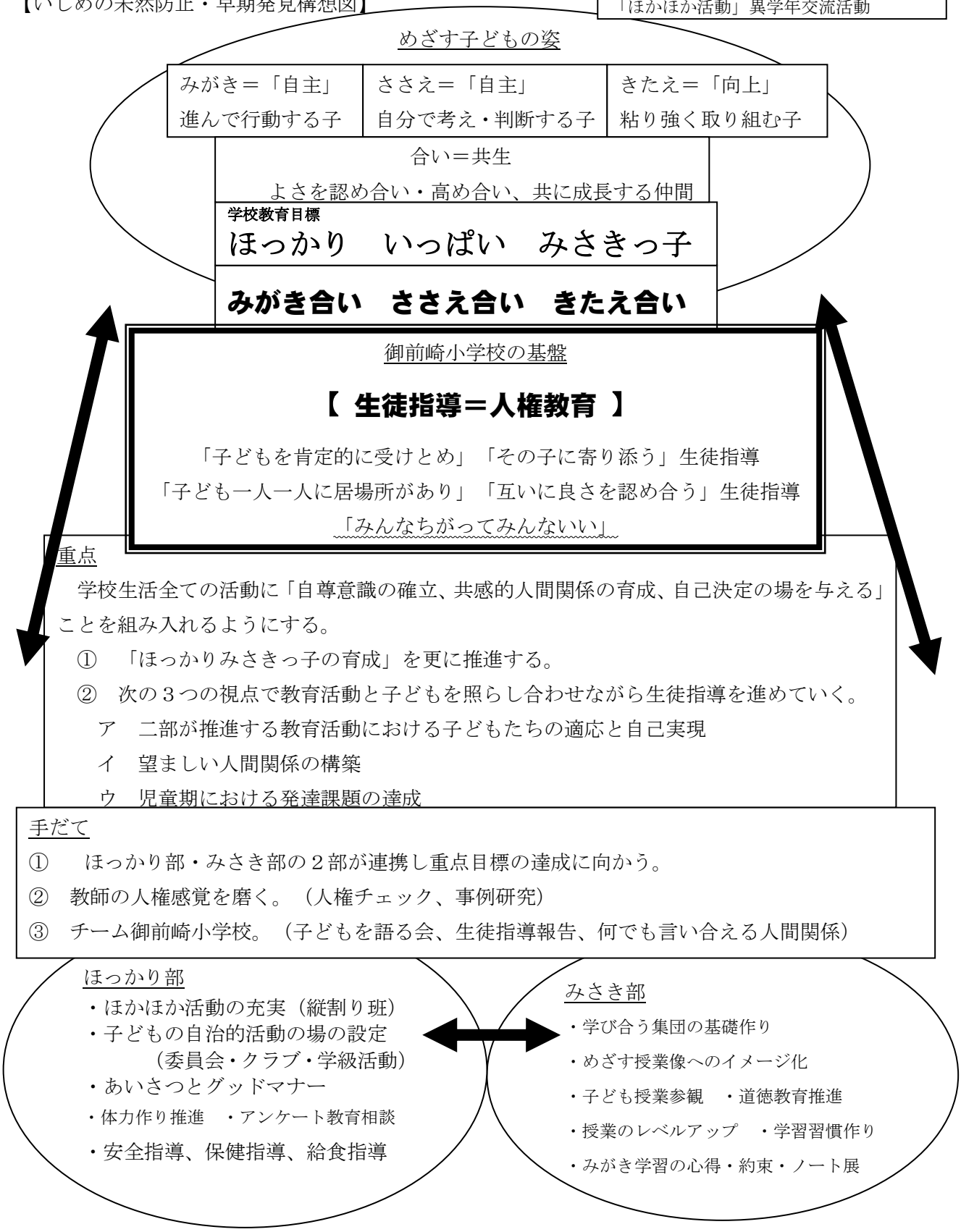
【いじめの未然防止・早期発見構想図】